

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西平小川線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先まで	比企郡小川町大字青山一二四一 番一地从先から	区 間
	一二・〇四〇一二・〇五	敷地の幅員 (メートル)
	八一・〇〇	延長 (メートル)
	平成二十九年十二月十一日付け道環第二九四号で売却処分が適当とされた箇所を道路区域から除外するもの。	備 考